

## 登園許可書について

園のしおりに示された第2種の伝染病は、学校安全保健法により出席停止となります。病院の診察を受け出席停止期間を経過し伝染の恐れがなくなつてから、又は医師の許可を受けてから登園させて下さい。

なお、登園の際は登園許可書を保護者が記入の上、提出して下さい。

※ほかの園児への蔓延を防ぐために上記のことを必ずお守りください。

# 伝 染 病 気 に つ い て

★保育園において予防すべき伝染病及び出席停止期間

	病 気 名	登 園 可 能
出 席 停 止	インフルエンザ	解熱後3日経過してから(最低5日間は出停)
	百日咳	特有の咳が消失してから
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過してから
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺の腫脹が消失してから
	風疹	発疹が消失してから
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮下してから
	咽頭結膜炎(プール熱)	主症状が消失後2日経過してから 完治後1ヶ月プール入水不可
	結核	医師の許可が出てから
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	医師の許可が出てから
	流行性角膜炎	医師の許可が出てから
急性出血性結膜炎	医師の許可が出てから	
病 状 に よ っ て 登 園 可	溶連菌感染症	抗生剤治療開始24時間経過後全身状態が 良ければ登園可(初診日と翌日は出席停止)
	ウイルス性肝炎	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可 B、C型肝炎の無症状病原体保有者は登園可
	伝染性紅斑	発疹期には感染力無しの為登園可
	手足口病	食事が摂れ全身状態のよいものは登園可
	ヘルパンギーナ	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可
	流行性嘔吐下痢症 (ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルス)	下痢・嘔吐症状の回復後全身状態が良い 者は登園可
	ヘルペス口内炎	発熱が無くよだれが止まり、食事が摂れれば登園可
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから	
登 園 可	アタマジラミ	速やかに駆除
	水いぼ	プール入水不可
	とびひ	プール入水不可

## 登園許可書

- \* 出席停止期間を経過しました  
ので報告いたします。
- \* 医師の許可を得ました  
(※どちらか一方に○印を付けて下さい)

◎ 病 名 \_\_\_\_\_

◎診察・治療を受けた医療機関名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

園児名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

## 登園許可書

- \* 出席停止期間を経過しました  
ので報告いたします。
- \* 医師の許可を得ました  
(※どちらか一方に○印を付けて下さい)

◎ 病 名 \_\_\_\_\_

◎診察・治療を受けた医療機関名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

園児名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)